

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 11 月 25 日

「(案件名) バングラデシュ国都市機能強化プロジェクト」

(公示日:2021 年 11 月 10 日/調達管理番号:21a00678)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P6 8 プロポーザル等の提出 (6) 見積書 5) 新型コロナウイルス感染対策 に関連する経費	海外旅行保険の一部費用(1日あたり200円)についても計上不要でしょうか。	はい。プロポーザル提出時では不要です。契約交渉の中で計上のご相談をさせていただきます。
2	P18-19 第3条 プロジェクトの概要 (4)期待される成果(指標 2-3) 及び(5)活動の概要 活動 2-8	各中核都市独自の研修計画実施に係る予算配分について、政府の予算措置が既にある程度講じられているか、或いは今後予定されているという理解でよろしいでしょうか。	研修用に用途を限定した中央政府(LGD)から中核都市への予算配分はなく、LGD から毎年供与される ADP Block Grant 及び自主財源から適宜活用するものであり、中核都市独自の研修に係る予算配分は中核都市側の意思と意識の問題と考えられます。 指標「各中核都市内で独自の研修計画が承認され、必要な予算が配分される」は、中核都市内にて研修の計画が立てられ、予算が必要な場合にはその予算に対して中核都市内で承認がなされるようにする意図で設定されております。
3	P 19 第3条 プロジェクトの概要 (7) 関係省庁・機関	LGDに加え、Project Manager がアサインされるといふNILGもC/Pとなり、LGEDは協力機関(JCCメンバー)という位置づけかと理解しますが、それで	LGEDは協力機関という位置づけで相違ありません。DPHEもJCCメンバーとして、LGDと合意済です。

		よろしいでしょうか。また、LGD 傘下機関であり、上下水等につき研修実績のある DPHE も協力機関 (JCC メンバー) と考えてよいでしょうか。	
4	P19 第 3 条 プロジェクトの概要 (8) プロジェクト協力期間(予定)	2022 年 1 月～2025 年 1 月とありますが、第 1 章 (4) 契約履行期間にあるように、2022 年 2 月～2025 年 2 月と想定してよいでしょうか。	大変失礼いたしました。プロジェクト期間は 2022 年 2 月～2025 年 2 月で間違いありません。
5	P22 第 6 条 実施方針及び留意事項 (5) 成果 2	年次パフォーマンス合意で中核都市に義務付けられた研修実施について、すべて中核都市独自に行うことが想定されているでしょうか。或いは、中央政府関連機関が実施する研修も対象となるでしょうか。	年次パフォーマンス合意にて義務付けられている研修は基本的に中核都市内で実施される研修であると想定しております。一方で、中核都市内独自に行われる研修と中央政府関連機関が実施する研修それぞれの実績のモニタリング・報告方法は、中核都市内にて整理されていないことも考えられるため、実際に研修計画の作成を支援するにあたっては、現状のレビューを行う必要があると考えています。
6		研修コース実施支援に関し、教材や講師の準備、講義の実施、研修評価などを行う過程での協議や技術支援を通じて「地方行政総局の研修企画及び実施能力の向上」に資するよう留意ということですが、上記のような個別の研修コースの実施業務に関して地方行政総局がどのような役割を果たすことを想定されていますでしょうか。	個別の研修コースを実施する機関は地方行政総局ではなく、地方行政総局傘下の LGED や NILG となることが想定されますが、中核都市向けの研修計画に基づいて研修の準備、研修実施、研修のモニタリング・評価を行うには地方行政総局が中心となって、他機関と調整することが求められます。成果 2 では、地方行政総局が研修実施や中核都市における人材育成についてイニシアティブを持ち、LGED や NILG 等の他機関を動員した形で体系的に研修が実施されるよう調整する役

			割を担うことを目指しています。
7	P 24 第 6 条 実施方針及び留意事項 (10)バングラデシュにおける他ガバナンス案件との連携の確保	同有償資金協力事業に係るバングラデシュ政府関連文書(DPP)及びコンサルタント契約にて、本プロジェクトとの連携について言及されているでしょうか。	円借款「都市開発及び都市行政強化事業」の審査ミッションが 2020 年 2 月に合意した Minutes of Discussion (MD)には、先行技術協力プロジェクト「中核都市機能強化プロジェクト」が作成し、LGD が承認した各種ガイドライン・マニュアル、研修教材の活用が記載されておりますが、当時本プロジェクトは採択されていなかったため、「本プロジェクトとの連携」という点では言及はされていません。コンサルタント契約締結は今後行うため、本プロジェクトの連携について TOR に含めたく考えております。
8	P30 第 7 条 業務の内容 (6)本邦研修の実施	本邦研修へのコンサルタント(1名)同行は、既定業務量(国内7.50人月)内で行うことになるでしょうか。その場合、研修の一部を国内再委託にて実施することは可能でしょうか。	本邦研修へのコンサルタント同行は業務量内で行っていただければと思います。研修の一部を国内再委託にて実施することで問題ございません。
9	P34 第 8 条 報告書等 (2)技術協力作成資料等	全 CC 向け研修計画に基づいて作成された研修マニュアルについて、本プロジェクトで実施を支援するコースに係る研修教材等という理解でよろしいでしょうか。	はい、ご認識のとおりです。
10	P36 第4章 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与 3)プロジェクト活動経費	本プロジェクトに係るバングラデシュ政府側の承認と予算措置はタイミングよく講じられる見通しでしょうか。過去の経験に鑑みると時間を要する可能性もあると思われますが、最初の半年～1年分の研修・ワークショップ・会合について、地方からの参加者用日当宿泊費等を本プロジェクトの見積りに含	バングラデシュ政府側の承認と予算措置に向けて、現在バングラデシュ側と調整を進めております。RD にもおいてもコストシェアリングについて規定をしておりますため、プロジェクト開始前の見積には含めず、バングラデシュ側の状況に応じてプロジェクト開始後に

		めておくことは可能でしょうか。	打合簿などの対応とさせていただきますと幸いです。
11	P37 第 4 章 業務実施上の条件 (6)その他留意事項 1)安全管理 ⑥ダッカ市外への訪問	現在、訪問に制限が設けられている中核都市があればご教示ください。	現時点で訪問できない中核都市はございません。

以上